

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年3月1日～2025年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：2024年3月までに、所定外労働を削減するため、人員の増強並びに早出勤時の早帰りを実施する。

<対策>

- 2023年3月～ 所定外労働の現状を把握
- 2023年3月～ 社内部課長会での検討開始
- 2023年5月～ 人員増強の一環として高校生の新卒採用、並びに早出勤時の早帰りの実施

目標2：2024年3月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を拡充する。

<対策>

- 2023年3月～ 社内部課長会での検討開始
- 2023年5月～ 制度の拡充、社内報などによる社員への周知